

入札に係る質問への回答について

盛岡市都市整備部都市計画課

入札に係る質問がありましたので、次のとおり回答します。

記

- 1 件 名 岩手公園地下駐車場料金精算システム機器賃貸借契約
- 2 履行場所 岩手公園地下駐車場
- 3 入札日時 令和 7 年 5 月 9 日（金）10時00分
- 4 回答内容

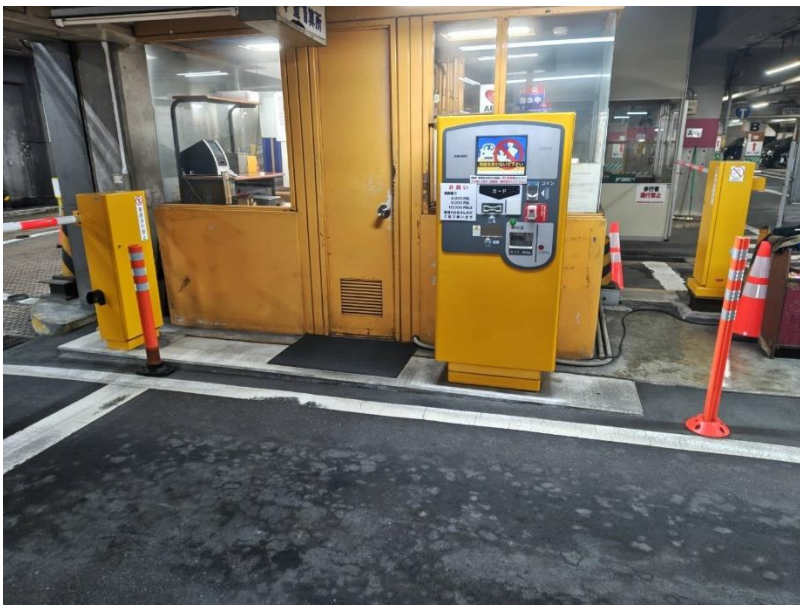
No.	質問事項	回答
1	仕様書 1 契約方法等 (2) 中、「既設駐車機器の撤去」 とあるが、現在設置されている機器は、現受注者が撤去するのか。入替時に、新たに受注する者が撤去する機器はあるか。	本件の受注者が現受注者と異なる場合には、既存の機器（現賃貸借契約にてリースしている発券機、精算機、カーゲート等）は、現賃貸借期間の満了時に現受注者が撤去することとなります（賃貸借契約約定第 19 条）。 地中に埋設しているループコイルについては、市所有のものであるため、既存流用が可能な場合は、そのまま使用いただき、入替が必要な場合は新たな受注者が既存のループコイルを撤去及び処理いただくこととなります。
2	リース期間は、5 年より長くなることはあるか。	リース期間は、5 年が基本となります。 なんらかの理由により、5 年のリース期間を変更したい場合は、その都度、発注者と受注者が協議し決定することとなります（賃貸借契約約定第 4 条）。
3	機器の撤去時は、基礎、ケーブル、電源関係はそのままの状態としていただき、損傷がなければ流用可の認識でよろしいでしょうか？	既存の基礎、ケーブル、電源関係は市所有のものであるため、既存流用が可能な場合は、流用可とします。
4	カード書込機について、精算機に駐車券、定期券及び回数券の各種のカード情報の書き換えが可能な場合、なくても大丈夫でしょうか？	カード書込機については、仕様書に記載している「求める機能」が精算機に内蔵されている等の場合は、必ずしもカード書込機を別途ご用意いただかなくても構いません。 【具体例】

No.	質問事項	回答
		・ 精算機を操作することにより、定期券の有効期限等の書き換えが可能である。 ・ 駐車券を紛失した利用者が精算機前で一時停止している状態で、係員が精算機を操作することにより、精算及び出庫ができる。

< 参考写真 >



写真① 発券機



写真② 精算機